

会員の入退会及び会費に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医学会（以下「獣医学会」という。）定款第6条、第7条及び第8条の規定に基づいて、会員の入会、会費及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）

第2条 定款第6条の規定に基づいて、獣医学会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本規程第3条に規定する会費を添えて、日本獣医学会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

2 定款第5条に規定する学生会員として入会を希望する者は、前項の入会申込書の提出の際に、学生の身分を保証する大学又は大学院の指導教員の証明を必要とする。この場合の指導教員は、獣医学会の評議委員又は役員でなければならない。

3 学生会員が卒業等により学生の身分を失った時は、正会員に移行する。

（会費）

第3条 定款第7条に規定する獣医学会の会費は、次の如く定める。

正会員 年額 10,000円

ただし役員及び評議委員は年額 15,000円

学生会員 年額 2,000円

賛助会員 年額 1口10,000円で、3口以上

（退会）

第4条 定款第8条の規定に基づいて、獣医学会から退会しようとする者は、所定の退会届に必要事項を記入し、代表理事に提出しなければならない。